消防団員等福祉共済

〈重要事項等説明書〉

この福祉共済は全国の消防団員・消防職員等のための福祉厚生制度です。

公益財団法人日本消防協会・都道府県消防協会

消防団員等福祉共済の概要

第１　この共済の趣旨及び目的　この消防団員等福祉共済（以下「本共済」といいます。）は、公益財団法人日本消防協会（以下「本会」といいます。）が行う消防団員、消防職員及び地域において自主的に防災活動を行う者並びに都道府県消防協会、日本消防協会、全日本消防人共済会及び消防育英会の役職員（以下「消防団員等」といいます。）が死亡し又は障害を受けた場合等に、その家族の生活を守るとともに、消防団員等の福祉を増進し、消防団員等の福祉厚生等を図ることにより、消防活動の強化、地域防災の向上等を図り、もって国民生活の安全、社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする総合的な共済です。

第２　運営の主体　本共済は、保険業法の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第２条第１項に基づいて、本会が行政庁である総務大臣の認可を得て運営を行っているものです。

第３　共済契約者の範囲　次の団体を対象として団体契約により共済契約を締結します。

（1）都道府県消防協会　（2）公益財団法人日本消防協会　（3）生活協同組合全日本消防人共済会　（4）公益財団法人消防育英会

第４　加入の対象及び範囲　加入の対象者は、次の消防団員等であれば、どなたでも加入できます。

（1）消防団員　（2）消防職員　（3）地域において自主的に防災活動を行う者　（4）都道府県消防協会の役職員　（5）公益財団法人日本消防協会、生活協同組合全日本消防人共済会及び公益財団法人消防育英会の役職員

加入の範囲は次のとおりです。

（1）年齢は、80歳６か月未満のもの。ただし、地域において自主的に防災活動を行う者は、年齢18歳以上80歳６か月未満のものとします。

（2）加入日の前日において健康であるもの。ただし、継続加入の場合は健康状態を問わないものとします。

第５　共済契約期間　本共済の共済期間は、４月１日から翌年３月31日までの１年間とします。ただし、共済期間の途中で加入することもできます。

第６　返戻金　本会は、第５に記載する共済期間毎に収支計算を行い、収支差額が生じる見込みがある場合は、その収支差額の範囲内において、払込掛金に応じた金額を返戻します。

第７　福祉増進事業　本共済は、被共済者が死亡し又は障害を受けた場合等に、共済金を給付する場合のほか、加入者である消防団員等の福祉の増進と本共済の健全な運営を図るため、次に定める福祉増進事業を行うことができることとしています。（1）加入者の健康増進及び公務による事故の防止に資する事業　（2）消防団の大規模災害活動に対する支援事業　（3）殉職消防団員等の慰霊祭の事業　（4）消防資機材の交付その他この制度への加入促進と維持発展を図るために効果的と認められる事業　（5）都道府県消防協会が行う前各号に記載する事業に対する助成

福祉共済の給付種別と共済金額及び掛金

消防団員等が万が一死亡し又は障害を受けた場合等、その事由及び給付種別により次のとおりの共済金額を給付します。

区　分	事　由	給付種別		共済金額（円）
死　亡	公務・公務外	遺族援護金		1,000,000
	公　務	弔慰金		23,000,000
		保育援護金		1人　250,000
重度障害（障害の等級1級又は2級）	公務・公務外	生活援護金		1,000,000
	公　務	重度障害見舞金		23,000,000
		保育援護金		1人　250,000
障　害（障害の等級3級～12級）	公務・公務外	障害見舞金	3級又は4級	500,000
			5級又は6級	300,000
			7級又は8級	180,000
			9級又は10級	90,000
			11級又は12級	60,000
入　院	公務・公務外	入院見舞金（120日限度）7日以上の入院で1日あたり		1日　1,500

掛金は、一人年間一律3,000円です。途中加入の場合は、加入月により次のとおりとなります。

加入日	掛金（円）
4月1日	3,000
5月1日	2,750
6月1日	2,500
7月1日	2,250
8月1日	2,000
9月1日	1,750
10月1日	1,500
11月1日	1,250
12月1日	1,000
1月1日	750

（注）　生活援護金、障害見舞金の障害等級においては「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に係る省令 別表第二」に定める障害の等級を準用しております。その判断根拠を示した「障害等級の決定について（通知）」は、日本消防協会ホームページに詳しく掲載しておりますのでご確認ください。

公務により死亡し又は重度障害、障害（３級～９級）の状態となった場合は、共済金給付のほかに危険の程度や障害の状態により弔慰救済金（死亡の場合500万円～1,000万円）、見舞金（重度障害の場合250万円～600万円、障害の場合40万円～75万円）が付加給付されます。

消防団員等福祉共済の重要事項等説明書

本共済の加入及び契約に際して、特にご確認頂きたい事項や、共済金をお支払いできない場合などご注意頂きたい事項などもありますので、これらを「重要事項等」として記載しました。

1　共済契約の手続きに関すること

第1　共済契約の締結の手続き（事業方法書第8条）

1　本会は、本会の共済契約者になろうとする者に対し、本共済の重要事項を記載した書面をもって本共済契約の内容の説明を行って、契約の意向の確認を行い、共済契約者は、所定の様式による共済契約申込書（以下「契約申込書」という。）に所定事項を記入し、加入者名簿を添付し記名押印のうえで、これを本会に提出するものとします。

2　前項による契約申込書に添付する加入者名簿は、消防団員、消防職員が所属する消防団、消防本部等（以下「消防団等」という。）毎に、消防団員、消防職員の全員が加入する場合（以下「全員加入の場合」という。）は加入者名簿を省略することができるものとします。

3　本会は、第1項の共済契約の申込みを承諾した場合、承諾日の翌月1日（ただし、承諾日が1日の場合はその当日。以下、「責任開始日」という。）から共済契約上の責任を負うものとし、共済契約者からの求めに応じ、共済証書を作成し、遅滞なくこれを共済契約者に交付します。

4　本会は、前項の共済契約申込みを承諾しない場合、その旨を遅滞なく共済契約者を経由して加入者に通知します。この場合において、掛金が既に払い込まれているときは、遅滞なくその全額を共済契約者を経由して加入者に返還します。

第2　契約申込書の記載事項（事業方法書第17条）

共済契約者は、共済契約申込書には、所定の様式により次の各号に掲げる事項を記載します。　（1）申込年月日　（2）申込団体名及び住所　（3）加入申込消防団、消防本部等、自主防災隊等及び都道府県消防協会等（以下「加入申込消防団等」という。）の区分、加入申込件数、加入申込者数及び掛金額　（4）共済金の受取人　（5）共済の給付内容及び共済金　（6）共済期間の始期及び終期　（7）共済金の支払方法

第3　共済証書の記載事項（事業方法書第18条、契約約款第15条）

本会は、共済契約を締結した場合、次の各号に定める事項を記載した共済証書を共済契約者に交付します。　（1）本会の住所及び名称　（2）共済契約者名　（3）加入申込消防団、消防本部、自主消防隊等及び都道府県消防協会等名　（4）共済金の受取人　（5）共済の給付内容及び共済金　（6）共済期間の始期及び終期　（7）掛金の払込方法　（8）共済金の支払方法　（9）共済契約を締結した日　（10）共済証書を作成した日

第4　脱退と補充加入（事業方法書第9条）

1　加入者が次の各号のいずれかに該当したときは、その日をもって本会から脱退することとなります。この場合、すでに振り込まれた掛金は返還しないものとします。　（1）加入者の年齢が80歳6か月に達したとき　（2）加入者が死亡し、又は重度障害の状態のとき　（3）加入者が退団、退職又は除隊したとき

2　前項の規定により加入者が脱退したとき、この者に代わって補充加入する場合は、補充加入者のかかる所定の掛金は払込を要します。

3　1の第1の2に記載する全員加入の場合、前項により脱退した加入者の後任として消防団員、消防職員となった者は、当該退団、退職又は除隊者に代わって補充加入することができるものとします。ただし、この場合、当該補充加入者は残存共済期間について掛金の払込みを要しません。

第5　被共済者の同意の確認（事業方法書第10条）

共済契約者から共済契約の申込みを受けるにあたり、本共済に加入しようとする者（以下「加入予定者」という。）に対して、本会から又は共済契約者を通して、本共済の重要事項を記載した書面又はその他の適切な方法により本共済契約の内容の説明を行い、加入予定者に、本共済への加入に同意する旨の文書を提出させ、又は、消防団等、自主防災隊等又は都道府県消防協会等において、その加入予定者が本共済への加入に同意する旨は代表者が加入予定者を代表して表示することについて、その加入予定者が合意した場合には、その加入予定者の同意について、所定の様式による共済契約加入申込書にその代表者等の記名押印をしていただくことにより加入予定者の同意の確認を行います。

第6　掛金の払込（事業方法書第13条、契約約款第17条）

1　共済契約者は、本会に対し概要の第5に記載する共済期間開始日の前月末日までに、掛金を本会の指定口座に払込まなければなりません。

2　本会は、共済契約の掛金を領収した場合、掛金領収書の発行を省略します。ただし、共済契約者又は加入者から請求があった場合には、掛金領収書を発行することとします。

第7　共済契約者の共済契約申込み及び掛金払込みの猶予期間と共済契約の失効（契約約款第18条）

1　本共済の共済契約者が1の第1に記載する共済契約の締結の手続き及び1の第6に記載する掛金の払込みを行う場合、共済契約申込み及び掛金の払込期月の翌月1日から翌々月末日までを猶予期間とします。また、概要の第5のただし書きに記載する途中加入の場合の共済契約申込み及び掛金の払込みについては、共済契約申込み及び掛金払込期月の翌月末日までを猶予期間とします。

2　前項に記載する猶予期間内に共済契約申込み及び掛金が払い込まれないときは、本共済契約及び加入者の加入は、猶予期間満了日の翌日にその効力を失いますのでご注意ください。

第8　猶予期間中に共済金の支払事由が発生した場合(契約約款第19条)

1　1の第7に記載する猶予期間中に共済金の支払事由が発生した場合、猶予期間中に共済契約者からの共済契約申込み及び掛金の払込みのあったことを確認してから共済金を支払います。

2　前項による共済金の支払期間は、3の第1に記載する共済金の請求に必要な書類が、猶予期間中の共済契約者からの共済契約申込み及び掛金の払込みがある前に本会に到着している場合は、掛金の払込みがあった日を請求日として準用して取り扱います。

3　1の第7に記載する猶予期間中に共済契約者からの共済契約申込み及び掛金の払込みがなかった場合、共済金の請求はなかったものとして共済金の請求に必要な書類は共済契約者に返却しますのでご注意ください。

第9　クーリング・オフ（事業方法書第21条）

1　本会に対して共済契約又は加入の申込みをした者（以下「申込者」という。）は、共済契約又は加入の申込みをした日と共済契約又加入申込みの撤回又は解除（以下、この条において「クーリング・オフ」という。）に関する事項を記載した書面を交付された日とのいずれか遅い日から起算して8日以内に本会宛に発信した書面によって、当該共済契約のクーリング・オフを行うことができます。

2　前項の申込者が発信する書面には、クーリング・オフを行使する旨の意思表示、共済契約又は加入の申込みを行った年月日並びに申込者の団体名及び代表者名又は氏名、住所の記載及び記名押印を要します。

3　本会は、クーリング・オフが行われた共済契約に関し、掛金を収受しているときは、その全額をすみやかに申込者に返還します。

2　告知に関すること

第1　告知義務（契約約款第23条）

1　本会は、共済契約の締結に際し、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、告知書等において本会が告知事項として質問することができます。

2　前項により、本会が告知事項として質問した場合、加入者は書面により告知することを要します。

第2　告知義務違反による解除又は解除ができない場合（契約約款第24条、第25条）

1　加入者が、2の第1に記載する本会が告知を求めた事項について、故意又は重大な過失により事実を告げなかったか又は事実でないことを告げた場合（以下「告知義務違反」という。）には、本会は、将来に向かって当該加入者の加入を解除することができます。

2　本会は、共済金の支払事由が生じた後でも、告知義務違反がある場合は当該加入者の加入を解除することができます。この場合、本会は、共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、本会は、その返還を請求することができます。

3　前項の規定にかかわらず、共済金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったときは、本会は、共済金を支払います。

4　当該加入者の加入の解除は、当該共済契約者及び加入者に対する通知により行います。

5　本会は、第1項により、当該加入を解除した場合において、解除日の属する共済期間の掛金が払い込まれていたとき、当該加入者に対して払込まれた掛金は返還しません。

6　本会は、次のいずれかの場合には、第1項に記載する告知義務違反による解除をすることができません。　（1）本会が、共済契約の締結又は加入者の加入の際、解除の原因となる事実を知っていたとき又は過失により知らなかったとき　（2）本会が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき　（3）共済契約が更新され、契約日から起算して1年をこえて有効に継続したとき

第3　被共済者又は共済の目的の危険選択（事業方法書第7条）

本共済に係る共済契約の申込みに対する被共済者又は共済の目的の危険選択は、共済契約申込書及び本会が求めた場合の告知書に記載された内容に基づき、主として次の各号に定める事項の全部又は一部について行うものとします。　（1）共済契約者及び被共済者が過去の共済金請求に際し、本会に対して詐欺行為等の不当な行為を行っていないこと　（2）告知日現在における被共済者の健康状態　（3）告知日以前の被共済者の傷病歴　（4）その他本会による危険選択のために合理的に必要な事項

3　共済金の請求及び支払いに関すること

第1　共済金の請求及び支払時期等（契約約款第27条）

1　共済金の支払事由が生じたときは、共済契約者は加入者又は共済金の受取人からの通知に基づき、すみやかに本会に通知するものとします。

2　支払事由が生じた共済金の受取人は、本会が別に定める必要書類を共済契約者を経由して本会に提出して共済金を請求することを要します。

3　共済金は、前項の必要書類が本会に到着した日（以下、「請求日」といいます。）の月の翌月末までに、原則として共済契約者を経由して共済金の受取人に支払います。

4　本会は、共済金の支払いのために確認が必要な次の各号の場合において、共済契約の締結から請求までの間に本会に提出された書類だけではその事項の確認ができないときは、それぞれ各号に定める事項の確認を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、共済金を支払うべき期限は、前項に規定する支払期限から起算して15日を経過する日とします。

号	確認が必要な場合	確認が必要な事項
1	共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	この約款に定める共済金の支払事由に該当する事実の有無
2	共済金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合	共済金の支払事由が発生した原因
3	告知義務違反に該当する可能性がある場合	告知義務違反に該当する事実の有無及び告知義務違反に至った原因
4	この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は共済契約者又は加入者もしくは共済金の受取人の共済契約締結の目的もしくは共済金の請求の意図に関する共済契約の締結時から共済金の請求時までにおける事実

5　前項の確認をするため、次の各号の事項についての特別な照会又は調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、共済金の支払期限は、請求日の翌日から起算してそれぞれ各号に定める日数（複数の号に該当する場合であっても180日）を経過する日とします。

号	特別な照会又は調査の対象となる事項とその内容	日数
1	前項各号に定める事項についての弁護士法その他の法令にもとづく照会	180日
2	前項各号に定める事項を確認するための、専門機関による調査又は鑑定等の結果の照会	180日
3	災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における前項各号に定める事項の確認のための調査	180日
4	前項各号に定める事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果又は調査結果の照会	180日
5	前項各号に定める事項についての日本国外における調査	180日

6　前2項の規定を適用する場合には、本会は、共済契約者を経由して共済金を請求した者に通知します。

7　第3項から第5項に定める支払期限をこえて共済金を支払う場合は、本会は、支払期限の翌日以降遅滞の責任を負い、遅延利息を共済金とあわせて支払います。

8　前項にかかわらず、第4項又は第5項の確認等に際し、共済契約者又は加入者又は共済金の受取人が、正当な理由なくその確認等を妨げ、又はこれに応じなかったときは、本会は、これによりその事項の確認が遅延した期間について遅滞の責任を負いません。

第2　共済金の受取人（契約約款第10条）

1　この共済契約の共済金の受取人は、加入者とします。ただし、この規定にかかわらず、加入者が死亡した場合の遺族援護金、弔慰金、弔慰救済金及び保育援護金の受取人は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第8条第3項に定める順位を準用し、次のとおりとします。　（1）配偶者　（2）子　（3）父、母　（4）孫　（5）祖父母　（6）兄弟姉妹

2　前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とします。

3　第1項及び第2項の規定により加入者が死亡した場合の遺族援護金、弔慰金及び弔慰救済金の受取人に同順位者が二人以上あるときは、その共済金は、その人数によって等分して支払います。

第3　共済金を支給できない場合（契約約款第9条）

本会は、次の各号に該当する場合には、共済金を支給しませんのでご注意ください。

（1）加入者又は共済金受取人の故意又は重大な過失による場合　（2）加入者の犯罪、違法行為又は死刑の執行による場合　（3）加入者の精神障害又は飲酒を原因とする事故の場合　（4）加入者の自殺又は自殺未遂による場合　（5）戦争その他の変乱による場合

4　共済契約又は加入の無効又は取消等に関すること

第1　無効又は取消（事業方法書第16条）

1　共済契約者又は加入者が、共済金を不法に取得する目的又は第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結又は加入申込みを行ったときは、当該共済契約又は加入者の加入は無効とし、本会は、既に払い込まれた掛金を返還しません。

2　加入者は、共済契約への申込みに際して、加入者又は共済金の受取人に詐欺又は脅迫の行為があったときは、本会は、当該加入者の加入を取り消すことができるものとし、この場合、既に払い込まれた掛金は返還しません。

第2　共済契約の失効、消滅又は加入の解除（事業方法書第20条）

1　共済契約者が掛金を払い込み猶予期間満了日までに払い込まないときは、共済契約は猶予期間満了日の翌日をもって失効します。

2　共済期間中に加入者が死亡した場合のほか、共済契約の消滅又は加入者の加入の解除は、共済契約約款の定めるところによります。

第3　詐欺による取消（契約約款第21条）

共済契約への加入に際して、加入者又は共済金の受取人に詐欺の行為があったときは、当該加入者の加入を取り消すことができます。この場合、本会は、すでに払い込まれた掛金を払いもどしません。

第4　不法取得目的による無効（契約約款第22条）

加入者が共済金を不法に取得する目的又は他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約へ加入したときは、当該加入者の加入は無効とします。この場合、本会はすでに払い込まれた掛金を払いもどしません。

第5　重大事由による解除（契約約款第26条）

1　本会は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、当該共済契約又は加入者の加入を将来に向かって解除することができます。

（1）共済契約者又は加入者が、この共済契約の共済金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）した場合　（2）共済金の受取人が、この共済契約の共済金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）した場合　（3）この共済契約の共済金の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合　（4）前3号に掲げるもののほか、共済金の受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする前3号に定める事由と同等の重大な事由がある場合

2　本会は、共済金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの当該契約又は加入者の加入を解除することができます。この場合、本会は、前項各号に定める事由の発生時以後に支払事由が生じていたときは、共済金の支払を行いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

3　本会は、第1項により、当該加入を解除した場合において、解除日の属する共済期間の掛金が払い込まれていたとき、当該加入者に対して払込まれた掛金は返還しないものとします。

4　本条による解除は、共済契約者又は加入者に対する通知により行います。

第6　共済契約の消滅（契約約款第29条）

1　共済契約又は加入者の加入は次の各号に該当する場合に消滅し、当該各号に定める消滅年月日の翌日をもってその効力は失われます。

号	共済契約の消滅に該当する場合	消滅年月日
1	加入者の年齢が80歳6か月に達したとき	80歳6か月に達した日
2	加入者の死亡又は重度障害の状態のとき	加入者の死亡又は重度障害の等級の決定した日
3	加入者が退団、退職又は除隊したとき	加入者の退団、退職又は除隊した日
4	加入者の本会からの脱退	加入者が本会から脱退した日の属する月の末日
5	猶予期間の満了［共済契約の失効］（第18条関係）	猶予期間満了日
6	告知義務違反による解除（第24条関係）	告知義務違反による解除の通知の到達日
7	重大事由による共済契約又は加入の解除（第26条関係）	重大事由による解除の通知の到達日

2　前項による共済契約又は加入者の加入が消滅し、消滅した日以降の未経過掛金がある場合、その未経過掛金は本共済の収支に組み入れていることから返還しません。

5　異常危険準備金と取り崩し基準（事業方法書第29条、第30条）

本会は、本共済契約に基づく将来の債務を確実に、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額の限度額まで毎年度末を異常危険準備金として積み立てることとしており、その積立基準及び限度額は「掛金および責任準備金等の算出方法書」に記載しているとおりです。また、その取り崩し基準は、認可保険業者等に関する命令（平成23年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第1号）第43条第7項に規定するところによるものとすると定めています。

6　大災害等による共済金の削減支払（契約約款第11条）

1　地震、津波、噴火、風水害等の大災害等の発生によりこの契約約款に定める共済金を支払うことが困難と認められ、やむを得ない場合は、理事会の決議によって共済金を減額して支払うことがあります。

なお、本共済は、保険会社が破綻した場合等において保険契約の資金援助等により保険契約者の保護を図ることを目的としている保険契約者保護機構の対象とされていない共済です。

2　共済金を削減して支払うときは、本会は、共済契約者を通じて共済金の受取人に通知します。

7　掛金の増額又は共済金額の減額等（事業方法書第19条）

本会は、その業務又は財産の状況に照らして本共済の継続が困難になる蓋然性がある場合には、以下に定める手続きを行うことにより、共済契約の掛金を増額しもしくは共済金額を減額すること（以下、この条において「契約条件の変更等」という。）ができることとしています。　(1) 契約条件の変更等につき理事会の決議を取得する。　(2) 前号に定める理事会の決議を取得した後、契約条件の変更等のために必要となる基礎書類（事業方法書、共済契約約款、掛金及び責任準備金等の算出方法書をいう。以下同じ。）の変更につき、主務官庁の認可を取得する。(3) 前号に定める主務官庁の認可を取得後、契約条件の変更等につき、共済契約者を経由して加入者に通知する。

なお、共済契約者を経由して加入者に対する通知は、原則として契約条件の変更等の対象となる共済契約の共済期間満了日の2か月前までに行う。

8　時　効（事業方法書第23条、契約約款第31条）

共済金、掛金の返還及びその他本共済に関連する一切の支払を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅します。

9　個人情報の取扱い

本共済では、ご加入者様等よりご提供いただいた個人情報を共済金の給付以外の目的に利用いたしません。

消防団員・消防職員等の皆様へ

消防団員等福祉共済への加入申込み方法について

本共済への加入を希望される方は、「消防団員等福祉共済のしおり」をよくお読みいただき、次の方法によりお申込みください。

1　本共済は、所属する消防団又は消防本部毎に、それぞれの所属の団員又は職員等の全員が加入される場合は、申込書への加入者名簿の添付を省略する簡易な手続きにより加入することができます。本共済への加入を希望されない方がいらっしゃる場合は、取りまとめを行っているそれぞれの市区町村又は消防本部の消防事務担当者等にお申し出ください。お申し出がない場合は、所属の団員又は職員等の全員が加入するものとして取り扱われます。

2　本共済に、個別に加入を希望される方は、それぞれの市区町村又は消防本部の消防事務担当者等にお申し出ください。所属する消防団又は消防本部毎に取りまとめて申込み手続きを行います。

3　「消防団員等福祉共済のしおり」は、運営主体である公益財団法人日本消防協会のホームページにも詳しく掲載しておりますのでご確認ください。

お問い合わせ先

公益財団法人日本消防協会 福祉部
〒105-0001　東京都港区虎ノ門二丁目9番16号　日本消防会館7階
TEL:03-6263-9746（平日 9:00～17:30）　/　FAX:03-6263-9863
ホームページ：https://www.nissho.or.jp
各市区町村の消防事務担当者又は消防本部消防団事務担当者等、都道府県消防協会